

受託単価規程

一般社団法人ネクストエナジー

第1条（目的）

この規程は、弊法人が外部から受託し、又は請け負う業務(以下「受託等事業」という)の実施に必要な人件費の精算に適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（総則）

- 1 受託等事業の実施に必要な人件費の精算は、この規程に定めるところにより計算する。
- 2 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積もる額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積もる額で契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条（人件費）

- 1 人件費は、当該受託等事業に従事する役員及び従業員（以下「従業員等」という。）の受託単価による。
- 2 受託単価は、表1の金額を用いる。
- 3 人件費の額は、当該受託等事業に従事する業務時間に受託単価を乗じて得た額とする。

付則 この規程は令和6年度から施行する。

表1 受託単価表

技術者の職種	令和6年度	
	基準日額(円)	(時間換算)
主任技術者	80,200	10,025
理事、技師長	75,800	9,475
主任技師	64,800	8,100
技師（A）	57,000	7,125
技師（B）	47,200	5,900
技師（C）	38,400	4,800
技術員	33,600	4,200

改訂を行った場合には公表を行う。

以上